

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SAKAE ELECTRONICS CORPORATION

最終更新日:2015年12月18日

株式会社栄電子

代表取締役会長 染谷英雄

問合せ先:03(6385)7240

証券コード:7567

http://www.sakae-denshi.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客等ステークホルダーに対して、健全性、透明性、効率性の高い企業経営を実践することにより、長期安定的に企業価値、株主価値の向上に努めてまいります。

そのため、経営の意思決定と執行における透明性、公正性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視、監督機能の強化等を図るため、公正な経営システムの構築と適切な運営に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンスコードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
染谷 英雄	1,234,000	24.24
染谷 美穂子	385,710	7.57
有限会社酒東商事	369,840	7.26
染谷 政一	300,000	5.89
染谷 崇	300,000	5.89
扇谷 克	69,520	1.36
高須 基	69,000	1.35
日本証券金融株式会社	64,000	1.25
松尾 良夫	60,000	1.17
佐藤 隆三	59,000	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	染谷英雄、染谷美穂子、有限会社酒東商事、染谷政一、染谷崇、染谷勝行、染谷忠明
親会社の有無	なし
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、法令や社内規程等に基づき、必要に応じ取締役会で決議し、支配株主との取引等実施を決定するものとしております。また、当該取引について、監査役や内部監査部門が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することを防止しております。

支配株主との取引等に関する水準の決定については、外部の専門家の意見を踏まえ、市場価格を勘案した一般的な取引と同等の条件と致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

- (1) 監査役と会計監査人の連携状況
常勤監査役は、適時、会計監査人と連携して監査を実施し、内部統制の充実に努めております。
- (2) 監査役と内部監査部門の連携状況
監査役は、内部監査室から定期的に監査計画、概要及び実施状況について報告を受け、意見並びに情報交換等連携を行い監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丹呉 常夫	他の会社の出身者													○
藤原 幹人	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丹呉 常夫	○	該当事項はありません。	小売業界での豊富な経験をお持ちであり、経営に関する十分な知見と、当業界に偏らない幅広い見識を有しており、取締役会の適切な運営に向けて有効な助言をいただくため社外監査役として招聘しております。 当社と丹呉常夫氏の間に、資本的関係、取引関係、その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定するものであります。
藤原 幹人		社外監査役藤原幹人氏は、株式会社ジュバの代表取締役であります。 同社は電子部品商社であり、当社と商品の販売及び仕入れの取引がありますが、取引については一般的な取引条件で行っており、当社の売上高及び仕入高に占める割合は1%未満(26年3月期実績)であります。	当社と同業界である電子部品商社の経営者としての豊富な経験に基づいた専門的見地に加え、コーポレートガバナンスに関する知見から、提言、助言をいただく社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

1 名

その他独立役員に関する事項

丹呉常夫氏は、小売業界において財務担当を永きに亘り経験されており、当社が属する電子部品商社業界のみに偏らない幅広い見識を持っており、それ故、公正中立な立場から提言・助言をいただけるものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当事項に関する補足説明 更新

現在のところ当社においては、インセンティブの付与については必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当事項に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
ただし連結報酬等の総額が1億円以上であるものに限定して個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期における取締役に対する役員報酬は34百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。
取締役を支払った報酬額は34百万円（内、社外取締役0百万円）
なお、平成27年3月期は、連結報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため個別報酬の額は記載しておりません。

取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、社員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。
監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。
なお、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、社外役員の意見を聴取し、当社の役員報酬制度のあり方等について検討を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

役員等の運営事務局を総務部が行っており、取締役会議案、議事録や関係資料等を社外役員宛に提出しております。また、内部監査室は常勤監査役と連携し、適宜監査状況を社外監査役に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

1. 業務執行・監査の状況

当社における企業統治の体制は、監査役制度を採用し、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設けており、重要な業務執行の監督を行っております。

また、取締役会は、コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在取締役4名で構成され、法令、定款及び取締役会規程等に従い、経営方針、経営戦略等の重要事項の決定機関並びに業務執行監督機関として、経営責任を負っております。

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時で取締役会を開催しております。

加えて、監査役会は、コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在監査役4名（内、社外監査役2名）で構成され、毎月開催し、監査役会規程及び監査役会の定めた監査方針、業務分担に従い取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ取締役の職務執行の適正性を監視しております。

更に、内部監査につきましては、代表取締役が指名した内部監査責任者が中心となり、使用人の職務の執行が法令及び定款並びに内部統制基本方針に適合していることを確認し、内部統制の評価等を行っております。

2. 会計監査の状況

会計監査人として東陽監査法人を選任しており、会計監査の実施に加えて、会計制度の変更等にも速やかに対応可能な体制を整えております。

平成27年3月期において当社の会計監査業務を担当した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 石戸 喜二 東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 平井 肇 東陽監査法人

継続監査日数は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することの無いよう措置をとっております。

3. 監査報酬の内容

平成27年3月期における監査法人に対する監査報酬は、監査契約に基づく監査証明に係る報酬18百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、現在社外取締役は選任しておりませんが、取締役会を事業に精通した業務執行役員で構成することにより、事業全般について迅速に専門的意思決定を行うことが当社の企業価値の向上に資するものと判断しております。

社外取締役の選任は、迅速、柔軟な専門的経営判断を困難にする恐れがあり、また、当社の社外監査役2名は、取締役の選任、報酬等利益相反事項についても監査しており、経営全般における客観的、中立的な経営監視機能が果たされていると判断しております。以上のことから、現時点では、社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

当該体制は、当社の現状の組織規模に応じた適正な体制であり、企業統治が機能する体制であると認識しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会における事業報告等の報告において、パワーポイントによる映像を活用するなど、株主の皆様によりわかりやすい丁寧な説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関する事項は当社ホームページIR情報に掲載しております。 (http://www.sakae-denshi.com/ir-info1.html) IR資料決算短信、事業報告書、適時開示資料、コーポレート・ガバナンス報告書等	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「お客の役に立て」の企業理念のもと、お取引先はもとより、株主の皆様等利害関係者の方々に社会的責任を全うすることの重要性を認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年度にISO14001認証を取得し、ゴミの資源化・省エネルギー活動等、環境に配慮した製品(RoHS指令対策製品)の実現等に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1 目的

当社は、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを構築及び運用(以下「構築」という。)することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針(以下「本方針」という。))を決定し、当社及び当社子会社の業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持、増大につなげます。

当社は、本方針に基づく内部統制システムの構築状況及び経営環境の変化等に応じて、本方針の不断の見直しを行い、実効的かつ合理的な内部統制システムの構築に努めます。

2 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、社会の構成員としての企業人、社会人として求められる行動規範、企業倫理の遵守の徹底を図る。

また、当社及び子会社の取締役、使用人がこうした社会規範、倫理、法令等の遵守及び浸透を率先垂範することにより、公正かつ適切な企業活動の実現と社会との調和を図るものとする。

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育、啓蒙活動を実施する。

また、コンプライアンスの徹底を図るため、総務部がコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。

取締役及び使用人が重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンス担当部署に通報するものとし、コンプライアンス担当部署は取締役会に報告する。

また、取締役及び使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等について、それを直接通報しても、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない旨等を「コンプライアンス規程」において規定する。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、代表取締役に報告する。

また、内部監査室は、必要に応じて子会社の内部監査を行い、内部統制の構築状況の評価及び改善指導を行う。

重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項は、顧問弁護士と適宜協議し指導を受ける体制を導入する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

3 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、法定の議事録及び任意の経営会議議事録のほか、取締役の職務執行に係る文書等をその添付書類とともに、規程の定めるところによりこれを適切に保管し管理する。また、当該文書については、取締役、監査役が常時閲覧できるものとする。

機密情報、個人情報などの漏えいのリスクに的確に対処するため「情報管理規程」「個人情報保護規程」に基づき、情報管理体制の整備、強化に努める。

4 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、当社グループ全体の事業リスク、情報セキュリティ等に関するリスク、その他の事業遂行上のリスクについて、グループ内の各所管業務部署において認識し、専門的な検討を加えたうえ、そのリスクの低減に取り組むとともに、取締役が所管部署の状況を監視、監督する体制をとっている。

また、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、グループ内の各所管部署にて対応策を検討し、取締役会で審議しリスク管理を行う。

当社及び子会社のリスク管理体制が有効に機能しているか否かは、内部監査室によっても検証され、代表取締役に適宜報告のうえ、必要があれば改善を行う。

5 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行う。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行う。

当社及び子会社の取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役、執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役、執行役員に業務の執行を行わせる。

当社及び子会社の取締役会は、経営の意思伝達及び各部門並びに子会社の業務執行状況と問題点の把握、対応策の討議を行う。

また、年度予算制度により、予算の執行は各部門及び子会社が立案した業務目標に基づく実行計画によって遂行し、目標の進捗、達成状況を定期的に代表取締役に報告し、適宜、計画及び社内諸規程などのシステムの有効性についての確認を行って継続的な改善に努める体制をとっている。

代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役、執行役員に業務執行の決定を委任した事項については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。

6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、栄電子グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規定を「関係会社管理規程」として定めている。

関係会社の管理は当社管理部門が担当し、管理部門担当取締役が統括する。関係会社担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会において報告する。

当社は、子会社を含むグループ共通の経営計画を常に認識した体制を確保するために、取締役が各社間の情報について常に連携する緊密な体制を構築する。また、グループ間が常に一定の水準を保てるよう法令遵守体制や、リスク管理体制の整備についても当社管理部門を中心に推進する。

監査役は米電子グループの連結経営に対応したグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との緊密な連携をとる。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。この場合において、当該使用人の任命、異動、評価等の人事権に係る事項については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、その独立性が尊重され、監査役の指示の実行性の確保に努める。

指名された使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

8 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。

当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員は、当社または子会社に重大な損害を与える事実が発生するおそれがあるとき、また、当社または子会社の役職員による重大な違反行為を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

当社の監査役は、常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対して直接説明を求めることができる。

当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役会その他重要会議に出席することができる。

また、代表取締役との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。

9 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を「コンプライアンス規程」に定めている。

10 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

11 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査の実効性、有用性に対する理解が浸透するように監査環境を整備する。

監査役会は、定期的に代表取締役に対して監査実施状況や意見交換を行うための会議を開催している。

監査役は、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査結果の達成を図る。

12 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を策定し、財務に係る業務の仕組みを整備構築して業務の改善に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本方針

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係をも排除し、違法行為や反社会的行為に一切関わらず毅然と対応し、反社会的勢力及び団体に対し一切の利益を供与しないことを基本方針としております。

(2) 整備状況

当社は、所轄警察署及び顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、万が一、反社会的勢力及び団体からのアプローチがあった場合には、総務部を対応統括部署として、速やかに対応するものとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

